

## 療養費払いの手順

特定医療費支給認定の申請者が、認定の審査中等で受給者証を交付されていない間に支払った医療費の公費助成該当分については、療養費払いの対象になります。

なお、医療機関への問い合わせや保険者との確認など事務処理の関係上、請求書を提出してから支払い(口座振込)まで2～3か月程度要することもありますのであらかじめご了承ください。

1. 医療機関等で、(様式第12号)特定医療費(指定難病)療養証明書を作成してもらってください。

※(様式第12号)療養証明書は医療機関や保険薬局ごとに作成してもらってください。

複数受診されている場合は証明書が複数枚になります。

2. (様式第11号)特定医療費(指定難病)給付申請書(払戻請求)に必要な事項を記入してください。

※請求者と口座名義人は同一にしてください。

請求者及び口座名義人は受給者となります。

(困難な場合は原則、受給者と同世帯のご家族の方。)

3. 以下の書類を高知県健康対策課に提出してください。

○(様式第11号)特定医療費(指定難病)給付申請書(払戻請求)

○申請(請求)する月分の「自己負担上限額管理票」の写し

【注】医療機関の金額記載がなくても提出をお願いします。

○(様式第12号)特定医療費(指定難病)療養証明書

○領収証の原本

【注】領収証原本は返却出来ません。

○保険者より既に高額療養費の払戻を受けている場合は、高額療養費支給決定通知書等返還額が確認できる書類の写し。

【注】限度額適用認定証を医療機関に提示済みの場合は不要です。

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県健康政策部健康対策課  
難病担当

TEL:088-823-9678